

仕 様 書

名 称	令和7年度訓練基盤整備に伴う人員装備品等の輸送役務	作成部隊	東部方面 総監部
作成年月日	令和7年4月7日	仕様書番号	62（東方後運-1）

1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊の人員、装備品等の貸切り船舶による海上輸送に伴う輸送役務について規定

2 用語の定義及び性能要求

(1) 貸切り船舶

ア 定期船又は不定期船かを問わず、自衛隊の貸切り運航が可能なRORO方式による車両の乗下船が可能な船舶

イ 各輸送日程において輸送所要を一挙に輸送できる船舶であること。

(2) 各港湾

御前崎港及び南鳥島港（南鳥島）

(3) 部 隊

貸切り船舶に乗船する自衛隊の人員、装備品等

3 輸送役務内容

(1) 輸送日程（基準）

区 分	使用港	月日（曜）	発着時間
往 路	発 港	御前崎	7月4日（金）
	着 港	南鳥島	7月8日（火）
復 路	発 港	南鳥島	7月19日（土）
	着 港	御前崎	7月23日（水）
備 考	1 上記港湾使用不可の場合は、最寄りの港湾を調整することとし、細部は官側との調整による 2 往路南鳥島到着時から復路南鳥島出発までは南鳥島岸壁での待機を基準		

(2) 輸送所要（基準）

区 分	区 間	人員（名）	車両（両）
往 路	御前崎～南鳥島	25名	12両
復 路	南鳥島～御前崎	25名	12両
備 考	細部の車両内訳については、別紙「貸切り船舶運航計画（基準）」による。		

- (3) 輸送間（南鳥島待機間を含む。）の管理事項（宿泊場所・入浴場所・食事・飲料水等）の提供

4 輸送役務の細部要領

- (1) 貸切り船舶の取得

- (2) 港湾使用に係る業務

ア 御前崎港における使用岸壁及び使用地域は業者所定

イ 南鳥島港における使用岸壁及び使用地域は官指定

ウ 岸壁保護の処置については、各港湾の港湾管理者の指導に基づき実施

エ 貸切り船舶の運航に必要な各種申請及び調整の実施

オ 車両待機地域の確保

(ア) 御前崎港において乗船する部隊の待機地域として、部隊が港湾に進入する時点から出港までの間、別紙「貸切り船舶運航計画（基準）」に示す車両が待機できる地域の確保

(イ) 御前崎港において、下船した部隊が出発の態勢を整えるまでの間、車両が待機できる地域の確保

カ 当該海上保安本部の指示があった場合、必要な処置を実施するものとする。

- (3) 各港湾における荷役

ア 乗船する部隊が各港湾の車両待機地域に進入後、官側と相互に人員数、車両数及び車両の損傷の有無等の確認を実施

イ 各港湾に着港後、部隊が港湾から出発するまでに官側と相互に車両の損傷の有無を確認

ウ 各港湾における部隊の乗下船順序及び発進の統制は、官側と相互調整により実施

エ 車両の誘導等

(ア) 各港湾の待機地域と船舶間は官側が実施し、船内（ランプウェイを含む。）の誘導においては業者側が実施

(イ) 船内（ランプウェイ含む。）の誘導において、業者側からの要請があった場合には、協議により部隊が甲板内の積載位置の事前確認を行い官側が実施

(ウ) 車両の乗下船は、官側の操縦によるロールオン・ロールオフ荷役を実施

(エ) 船内において、けん引車を切り離した場合は、業者側が示す位置へ官側が移動

オ 車両の固縛及び解縛は業者側が実施

(ア) 車両を固縛する際のラッシングベルト等の固縛位置を事前に官側に確認

(イ) ベルトの金具が車両と干渉する際は、あて布等の処置により車両の損傷を防止

(ウ) 車両の固縛は、固縛可能箇所1箇所から最大2本

5 その他

- (1) 運航計画（様式随意）及び使用港湾の情報資料（様式随意）を作成し、運航を開始する日の2週間前までに東部方面総監部（装備部後方運用課輸送班気付）に提出

- (2) 荷役調整会議の参加
御前崎港出港日までに、官側が関係機関との会議を設定した場合、当該会議に参加し、荷役要領等の細部調整を実施、実施場所については、官側との調整による。
- (3) 定時報告
- ア 報告時期
部隊が乗船した状況での離岸及び接岸時間からそれぞれ1時間以内
 - イ 報告内容
離岸及び接岸時間、部隊の異状の有無
- (4) 情報保全処置、安全管理及び不測事態対処
- ア 情報保全処置
本契約に基づく輸送役務の履行間において知り得た情報（品目、数量、構造、性能、輸送区間、自衛隊の行動に関する事項等）の流失防止
 - イ 安全管理
事故の未然防止のため、役務の履行間における安全管理組織を確立
 - ウ 不測事態対処
 - (ア) 気象等により船舶の遅延及び運航困難な状況が生起した場合は直ちに報告する等、速やかに対処を実施し、細部は官側との協議により日程変更等を決定
 - (イ) 報告内容
 - a 発生した日時及び場所
 - b 現地調整者（所属、氏名及び連絡先）
 - c 状況（不測事態を解明するための写真等を含む）
 - d 発生の原因
 - e 調査要領（調査組織、調査の流れ、調査場所、調査内容）及び調査日程
 - f 傷病者発生時の応急処置状況
 - g その他、官側が要求する事項
- (5) 車両の損傷等に関する責任
- ア 車両誘導間
各港湾内の誘導間における損傷は、当時の状況により別途協議
 - イ 海上輸送間
発港において、船内で車両を駐車後、操縦手が車両を業者側に引き渡した時点から、着港において車両操縦を開始するまでの間の損傷及び紛失は業者側の責任
- (6) その他、本仕様書で定めのない事項及び役務の履行が困難になった場合は別途協議

作成責任者

東部方面総監部装備部後方運用課 輸送班長

2等陸佐 林 丈二